

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置		
税 目	贈与税（措 70 条の 3、措 70 条の 3 の 2）		
要 望 の 内 容	<p>住宅の取得又は増改築等のための金銭の贈与を親から受けた際に、65 歳未満の親からの贈与についても相続時精算課税制度の適用対象とする特例の適用期限（平成 21 年 12 月 31 日）を 2 年間延長する。（1000 万円の上乗せ措置については延長しない。）</p>		
	減収見込額 （平年度）	-	（46,590 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 世代間の資産の有効活用による住宅投資の活性化及び住宅投資を通じたものづくりの促進により、住宅取得者の自己資金の充実による良質な住宅ストックの形成と居住水準の向上による国民生活の質の向上と、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 住宅取得に際して、自己資金を充実させるために親世代の資産を若年世帯の住宅資金として活用して住宅投資を促すことは、居住水準の高い良質な住宅取得の促進による国民生活の質の向上、住宅投資効果によるものづくりの促進による経済の活性化及び雇用の創出を図る観点から必要な施策である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 親世代の資産を有効に活用した若年世代の住宅取得を促進するためには、移転の際の税負担の軽減が効果的である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	15 ものづくり産業振興											
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低居住面積水準未満率（ 1 ） 4.6%（平成 15 年） 0%（平成 27 年）</li> <li>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（ 2 ） 全国 42%（平成 15 年） 50%（平成 22 年） 大都市圏 37%（平成 15 年） 50%（平成 27 年）</li> </ul> <p>（ 1 ）最低居住面積水準：世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準（例 単身世帯：20㎡、4人の世帯：50㎡）</p> <p>（ 2 ）誘導居住面積水準：世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要な住宅の面積に関する水準（例：単身世帯 55㎡（40㎡）、4人の世帯 125㎡（95㎡） 括弧内は都市部世帯）</p>											
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間											
	同上の期間中の達成目標	政策達成目標に同じ											
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>税制</p> <p>&lt;主な住宅の新築、改修時の住宅税制&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>借入金 (住宅ローン)</th> <th>自己資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築住宅等の取得</td> <td>・住宅ローン減税 (所得税・住民税)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>長期優良住宅の取得</td> <td>・住宅ローン減税 (所得税・住民税)</td> <td>・認定長期優良住宅新築等特別控除(所得税)</td> </tr> <tr> <td>改修(リフォーム) (省エネ改修、バリアフリー改修、耐震改修)</td> <td>・特定の増改築等に係る住宅ローン税額控除額に係る特例 (省エネ改修、バリアフリー改修)(所得税)</td> <td>・住宅特定改修特別税額控除(所得税) ・住宅耐震改修特別控除(所得税)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の他、固定資産税の軽減の措置あり</p> <p>新築住宅等の取得にあたり、相続時精算課税制度は親世代の資産の円滑な移転により若年世代の自己資金の充実によって居住水準の高い良質な住宅取得の促進を図るものであり、一方、住宅ローン減税は金融機関からの借入金の負担軽減によって住宅取得の促進を図るもの。 また、長期優良住宅を除く、自己資金による新築住宅等の取得時には、所得税額控除の措置はされていないので、相続時精算課税制度はこれを補完するもの。</p>		借入金 (住宅ローン)	自己資金	新築住宅等の取得	・住宅ローン減税 (所得税・住民税)	-	長期優良住宅の取得	・住宅ローン減税 (所得税・住民税)	・認定長期優良住宅新築等特別控除(所得税)	改修(リフォーム) (省エネ改修、バリアフリー改修、耐震改修)	・特定の増改築等に係る住宅ローン税額控除額に係る特例 (省エネ改修、バリアフリー改修)(所得税)
	借入金 (住宅ローン)	自己資金											
新築住宅等の取得	・住宅ローン減税 (所得税・住民税)	-											
長期優良住宅の取得	・住宅ローン減税 (所得税・住民税)	・認定長期優良住宅新築等特別控除(所得税)											
改修(リフォーム) (省エネ改修、バリアフリー改修、耐震改修)	・特定の増改築等に係る住宅ローン税額控除額に係る特例 (省エネ改修、バリアフリー改修)(所得税)	・住宅特定改修特別税額控除(所得税) ・住宅耐震改修特別控除(所得税)											

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>なし</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>なし</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>政策の達成状況</p>	<p>誘導居住面積水準達成率（出典：総務省「住宅・土地統計調査」） 52.3%（H15） 54.6%（H20） 子育て世帯の達成率については、全国平均の約10%低い達成率を想定</p>
	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>相続時精算課税制度利用者及び当該者における住宅取得資金の平均贈与額（出典：国税庁「国税庁統計年報書」） 平成15年：26,334人 1,483万円 平成16年：27,109人 1,454万円 平成17年：26,636人 1,503万円 平成18年：32,258人 1,135万円 平成19年：39,266人 1,212万円  住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の受贈者のうち、65歳未満の親からの贈与が38.2%。 （出典：財務省「平成15年分相続時精算課税制度に係る贈与税の申告実態調査」）</p>
	<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	<p>相続時精算課税制度の利用者における贈与をした親の年齢は、65歳未満が35.6%となっており、親世代の資産の円滑な移転により、住宅購入の促進が図られている。 （出典：社団法人不動産流通経営協会「不動産流通業に関する消費者動向調査（2009年度）」）</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>住生活基本計画（平成18年9月19日閣議決定）において、国民一人一人が、それぞれの価値観、ライフスタイルやライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指すこととされている。 《指標》 ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 42%（平成15年） 50%（平成27年）  また、全ての世帯が健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模等を備えた住宅を確保できることを目指すこととされている。  《指標》 ・最低居住面積水準未達率 早期に解消</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率  42.3% (H15) 集計中 (H20) ( H22年1月公表予定)  (参考: 全世帯の全国平均値は以下)  52.3% (H15) 54.6% (H20)  子育て世帯の達成率については、全国平均の約10%低い達成率を想定</li>   <li>・最低居住面積水準未満率  4.6% (H15) 6.5% (H20)  (出典: 総務省「住宅・土地統計調査」)  戸建ての最低居住面積水準未満率は1.3% (H15) 1.0% (H20)  と解消に向かいつつあるが、共同住宅のそれが7.9% (H15)  13.8% (H20)となったことによる。</li> </ul>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成15年度 創設  平成18年度 延長  平成20年度 延長</p>